

2018年11月16日

七十七信用保証株式会社の保証付住宅ローンをご利用のお客様へ

株式会社 七十七銀行
七十七信用保証 株式会社

住宅ローン保証料返戻方法変更のお知らせ

2018年11月16日（金）より、当行が取扱う七十七信用保証株式会社（以下保証会社という。）の保証付住宅ローンについて、保証委託約款を変更し保証料の返戻方法を以下のとおり変更しますので、ご通知いたします。

記

1. 対象となる住宅ローン

保証会社の保証付住宅ローンのうち、保証料を一括前払方式でお支払いいただいている住宅ローンのみ対象となります。

2. 変更内容

変更前	変更後
住宅ローンを繰上完済された場合、保証会社が所定の方法により計算した保証料を返戻いたします。	住宅ローンを繰上完済、一部繰上返済または借入期間短縮の取引を行われた場合に、取引の都度、保証会社が所定の方法により計算した保証料を返戻いたします。

注1. 対象となる住宅ローンを現在利用されている場合（変更前の保証委託約款を締結していただいている場合）も、2018年11月16日（金）以降に上記の取引をお申し込みになられた場合は、変更後の保証料の返戻方法を適用させていただきます。

注2. 繰上完済、一部繰上返済の金額または借入期間短縮の実施時期によって、返戻する保証料が発生しない場合もございますのでご了承ください。

以上